昭和 62 年 1 月 12 日 教委規則第 2 号

(目的)

第1条 この規則は、少年少女文化の向上及びスポーツの普及振興に関し特に事績の 顕著なものを表彰し、少年少女文化、スポーツの奨励普及に資することを目的とす る。

(定義)

第2条 この規則でいう少年少女とは、小学生及び中学生をいう。

(表彰)

- 第3条 本別町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号の1に該当するものを表彰する。
- (1) 教育(学校教育・社会教育をいう。)、芸術(文学・音楽・美術及び芸能をいう。)、 科学(自然科学・人文科学をいう。)において特に顕著な事績及び発展普及に貢献した 個人又は団体に対して、本別町少年少女文化奨励賞を贈る。
- (2) 各種スポーツにおいて特に優秀な記録成績を収めた個人又は団体に対して本別町少年少女スポーツ奨励賞を贈る。
- (3) 全国規模の大会等で特に優秀な記録、成績を収めた個人または団体に対し特別賞を贈る。
- 2 前項第1号及び第2号の規定による表彰区分は、小学生の部、中学生の部とする。 (表彰の推せん)
- 第4条 受賞候補者は、前条の条件を具備し、次の事項に関し書類(様式第1号)で別 に定める期日までに、関係団体その他より推せんされた者とする。
- 2 様式第1号に賞状・記録証及び開催事項の写しを、又団体の場合は会員名簿及びメンバー表を添付するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、教育委員会が決定する。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年3月1日現在を基準日として、3月に行なう。ただし、特別の 事情があるときには他の時期に行なうことができる。

(委任)

- 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前に本別町スポーツ賞規則(昭和 40 年教育委員会規則第 10 号)による受賞は、この規則により表彰したものとみなす。
 - 附 則(昭和63年3月19日教委規則第2号)
 - この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成 20 年 12 月 26 日教委規則第 1 号)
 - この規則は、公布の日から施行する。

本別町少年少女文化奨励賞・スポーツ奨励賞表彰推せん書

年 月 日

本別町教育委員会殿

推せん者の印

本別町少年少女文化・スポーツ奨励規則第4条の規定に基づき次のとおり推せんします。

推せんを受ける者 人	ふりが 氏	な名		生年月日	年 (男・女)	月 日 (歳)
	学校・学年		本別町立	小・中学核	ξ	学年
	本	籍				
	住	所	中川郡本別町			
推せんを受	ふりがな					
	名	称				
	代表者氏名					
党 け る	事 務	務所				
	所 在	地	中川郡本別町			
事		績				
その他の事績						
その他参考事項						

○本別町少年少女文化奨励賞、スポーツ奨励賞表彰要綱

昭和 62 年 1 月 12 日

- 第 1 条 本別町少年少女文化、スポーツ奨励規則第 3 条に規定する本別町少年少女文 化奨励賞、本別町少年少女スポーツ奨励賞の表彰基準は、次のとおりとする。
- 1 本別町少年少女文化奨励賞
- (1) 教育、芸術、科学で教育関係機関又は団体で主催又は共催する十勝地区以上の出場大会等で最高位の賞、全道地区以上において入賞、入選をした個人又は団体
- (2) その他前号に相当する価値があると認められる個人又は団体
- (3) 部門を次のように設定する。
- ·ア´美術工芸(絵画、書道、彫塑等)
- イ 文芸(作文、読書感想文等)
- ウ 音楽芸能
- 工 発明工夫
- 才 科学
- カ その他(英暗、弁論、統計等)
- (4) 規則により受賞した者は、再び同じ部門の賞を受賞することはできない。ただし、 次のような場合はこの限りではない。
- ア 団体で受賞した者が個人で受賞する場合、個人で受賞した者が団体で受賞する場合
- イ 部門が異なる場合
- ウ 同一の部門であっても小学生の部、中学生の部それぞれで受賞する場合
- エ 上記イの場合で、1年度内に基準に該当があった場合は一度の受賞とする。
- (5) 受賞行為発生年度に表彰する。さかのぼっては表彰しない。
- 2 本別町少年少女スポーツ奨励賞
- (1) 次に掲げる大会で、十勝大会優勝の個人又は団体、全道大会優勝から第8位入賞 までの個人又は団体。ただし、同一の大会で実力別に区分されている場合は、最上 位のみを対象とする。
- ア 小学生の場合 「公的機関が主催する全十勝的規模の大会で、各市町村が半数以上参加しているスポーツ大会」、「スポーツ団体が主催する全十勝的規模の大会で、各市町村が半数以上参加しているスポーツ大会」、「スポーツ団体が主催する全道、全国大会につながる大会」
- イ 中学生の場合 「中体連主催のスポーツ大会」、「中体連共催によるスポーツ大 会」、「中体連主催及び共催のないスポーツについては、当該スポーツのスポーツ 団体が主催して行なうスポーツ大会で全道、全国につながる大会」
- (2) 前号の大会において新記録及びタイ記録を記録した者
- (3) その他前各号に相当する価値があると認められる個人又は団体
- (4) 規則により受賞した者は、再び同じ競技(競技とは、陸上、卓球、剣道等をいう。) の賞を受賞することはできない。ただし次のような場合はこの限りではない。
- ア 団体で受賞した者が個人で受賞する場合、個人で受賞した者が団体で受賞する場合
- イ 競技が異なる場合
- ウ 同一の競技であっても小学生の部、中学生の部それぞれで受賞する場合
- エ 上記イの場合で、1年度内に基準の成績を残した場合は一度の受賞とする。
- 3 規則第3条第3号の特別賞は、全国大会等で優勝及びそれに相当する記録・成績を収めた個人または団体とする。
- 第 2 条 受賞する団体については、当該受賞対象となった大会等の登録者全員とする。 附 則
- 1 昭和61年度の受賞対象期間は、次のとおりとする。
- (1) 本別町少年少女文化奨励賞 昭和 61年4月1日から昭和 62年3月1日までの期間
- (2) 本別町少年少女スポーツ奨励賞 昭和 61年 10月1日から昭和 62年3月1日 までの期間
 - 附 則(昭和63年3月19日)
 - この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成8年12月25日教委要綱第2号)
 - この要綱は、公布の日から施行し、平成9年1月1日から適用する。
 - 附 則(平成 20 年 12 月 26 日教委要綱第 2 号)
 - この要綱は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。